

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年7月 1 日
担 当 課	みどりと花の課

契約業者名・住所	一般社団法人 生活と園藝舎
工事等の名称	行人台緑地エディブルガーデンワークショップ等業務委託
工事等の場所	松戸市小金きよしヶ丘三丁目12番地3地先
種 別	ワークショップ業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月23日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	2,032,800 円
工事等の概要	これまで他地区で実施してきたエディブルウェイプロジェクトの活動で培ったノウハウをガーデン活動やワークショップを通じて地域の方々に広げる。
随意契約の理由	「一般社団法人 生活と園藝舎」は、食べられる景観づくりに取り組んでいるエディブルウェイプロジェクトチームの代表及び役員が令和7年3月27日に設立した一般社団法人であり、食べられる景観づくりや植物と生活にかかわる園芸活動の実践、デザイン、ワークショップ、植物と生活にかかわる園芸活動に関する行事の開催、価値の普及・理解促進を目的としています。 エディブルウェイプロジェクトチームは日本における食べられる景観づくりの第一人者であり、松戸市と「みんなで育て みんなでつくる 沿道の食べられる景観事業」を協働で実施しているパートナーとして地域コミュニティのゆるやかな活性化に寄与する公益事業を実施しています。 今回実施する「行人台緑地エディブルガーデンワークショップ等業務委託」は、エディブルウェイプロジェクトチームが今まで実施してきた独自の事業のノウハウをガーデン活動やワークショップを通じて地域の方々に広げることを目的としており、松戸市みどりの基本計画に掲げている「地域のみどりを生かした新たな担い手の育成」に寄与することができ、効果的な事業の実施が見込まれます。 以上のことから、上記団体と同様の専門的知識や実績等を有し、適切かつ確実に遂行可能と認められる団体等は他にはなく、事業の実績、公共性、独自性を勘案し、「一般社団法人 生活と園藝舎」が本業務の唯一の契約相手方と思慮され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により随意契約といたします。